

独立行政法人日本学術振興会役員退職手当規程

平成15年10月 1日
規 程 第 11 号

改正 平成16年 2月 6日 規程第 1号

改正 平成22年11月30日 規程第25号

改正 平成25年 3月25日 規程第 5号

改正 平成27年 6月29日 規程第32号

改正 平成29年12月22日 規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で振興会の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で振興会の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

- 第4条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

- 第5条 役員が、任期满了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期满了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

- 第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたとき（同条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員に退職手当は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以降に支給することがで

きる。

- 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の支払いの差止め）

第7条 退職手当の支払いの差止めの取扱いについては、国家公務員退職手当法第13条の規定を準用する。

（退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第7条の2 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱いについては、国家公務員退職手当法第14条の規定を準用する。

（退職手当の返納）

第7条の3 退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第15条の規定を準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第7条の4 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第16条の規定を準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第7条の5 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱いについては、国家公務員退職手当法第17条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限等処分に係る委員会の取扱い）

第7条の6 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限、退職手当の返納、遺族の退職手当の返納、退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の手続きを行う時には、別に定める委員会の議を経なければならない。なお、その手続きの取扱いについては、国家公務員退職手当法第18条の規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第6条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた

者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 振興会成立の前日まで日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）の役員であって、引き続き役員に任命された者の在職期間は旧振興会の在職期間を含むものとし、旧振興会の在職期間に係る退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、日本学術振興会役員退職規程の一部を改正する規程（平成14年3月29日規程第4号）附則第2項の規定により算出した額とする。

附 則（平成16年規程第1号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年2月6日から施行し、平成16年1月1日から適用する。

2 平成15年12月31日までの在職期間に係る退職手当の額については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年規程第25号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 施行日後に退職する者に関する、旧振興会の在職期間及び、振興会成立後、平成15年12月31日までの在職期間に係る退職手当の額については、平成15年規程第11号附則第2項及び平成16年規程第1号附則第2項の規定にかかわらず、第2条の規定により算出した額とする。

附 則（平成25年規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第2条の規定の適用については、同条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日の間においては、「100分の11.5」とする。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年6月29日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規程第42号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。